

■ **確定申告会場**

● **洲本税務署申告会場**

▷場所 洲本税務署
(〒656-8656
洲本市山手
1丁目1番15号)



▷期間 2月17日(月)～3月17日(月)
※土日祝は開設していません
▷相談時間 9:00～16:00

● **南あわじ市役所相談会場**

▷場所 南あわじ市役所第2別館3階多目的ホール
(南あわじ警察署のとなり)

▷期間 2月17日(月)～3月17日(月)
※土日は開設していませんが、2月24日(月・祝)は開設
▷相談受付時間 9:00～11:30、13:00～16:00
▷税理士による相談会(同会場にて開催)
2月20日(木)・21日(金)・27日(木)・28日(金)

● **沼島出張所相談会場**

▷日時 3月11日(火) 10:00～11:30、13:00～15:00
▷場所 沼島出張所

■ **郵送や市民交流センターの預かりサービスをご利用ください**

- 申告に必要な用紙は、市民交流センター、市役所本庁舎に設置しています。
※ただし、市民交流センターには、申告書、農業・営業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除明細書、添付書類台紙、申告手引書のみ設置しています。これらの書類以外は、市役所本庁舎または洲本税務署に設置しています。また、ホームページ(国税庁または市役所)から用紙を印刷することもできます
- 出来上がった書類は、市民交流センターの預かりサービスとして、市役所税務課(洲本税務署)へ引き渡します。洲本税務署への転送期間は2月17日～3月7日のみ。市民交流センターでは、提出書類の点検や説明は行いませんのでご注意ください。
- パソコンでの申告書作成や、電子申告 e-tax については、国税庁ホームページをご覧ください。
- 郵送する場合の宛先
所得税 : 〒661-8522 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号
大阪国税局業務センター阪神分室(洲本税務署担当)宛
個人住民税 : 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
南あわじ市役所税務課宛

■ **この機会に「e-Tax」を始めてみよう**

パソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)の「確定申告書等作成コーナー」を利用することで、所得税の申告書を作成し、簡単に提出することができます。
また、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル連携を行うことで医療費控除や寄附金控除、株式等に係る譲渡所得等が自動入力されます。令和5年分の確定申告からは「給与所得の源泉徴収票」「国民年金基金掛金」「iDeCo」「小規模企業共済掛金」が連携機能に追加されました。マイナンバーカードとの連携でますます便利になる e-Tax をぜひご利用ください。
詳しくは、洲本税務署(24-1212)または e-Tax ヘルプデスク(0570-01-5901)へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。解説動画も公開しています。

■ **確定申告の医療費控除に使用のおむつ使用証明書の交付について**

寝たきり状態で、「おむつ」を使用している場合、「おむつ代の領収書」と医師が証明した「おむつ使用証明書」により医療費控除の対象となりますが、市が発行する確認書を添付することで医師が証明した「おむつ使用証明書」の代わりにすることができます。
確認書を発行できる要件は以下の通りです。
①控除を受ける年中の12月31日現在、要介護認定を受けている
②要介護認定有効期間中の主治医意見書において、次のすべてが確認できること／「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」が「B1、B2、C1、もしくはC2」である・「失禁への対応」としてカテーテルを使用している、または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性が高い状態」であること
岡長寿・保険課 ☎ 43-5217

● **南あわじ市相談会場を利用するにあたってのお願い**

- ▷受付できない相談内容
次の申告は、南あわじ市役所の相談会場では受付できません。洲本税務署の確定申告会場までお願いします。
・所得税のうち、青色申告、土地・建物・株式等の譲渡所得、株式の配当所得(申告分離課税を選択した場合)、天災等による雑損控除
・消費税、贈与税、相続税の相談
▷相談会場の混雑緩和にご協力を
・事業所得の収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成をお願いします。
・畜産農家の方は、令和6年中の飼育牛(子牛も含む)の生年月、異動状況など牛台帳の整理をお願いします。
▷その他
・受付にて、氏名・住所・連絡先電話番号を記入していただきます。会場の混雑を避けるため、自家用車等での待機(携帯電話への呼び出し)をお願いする場合があります。
・申告会場は、換気のため、窓を空ける場合もありますので、防寒対策をお願いします。



■ **障害者控除対象者認定書の交付について**

所得税と市・県民税の障害者控除は、障害者手帳の交付を受けている人が対象ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより手帳を所持していなくても控除を受けることができます。
認定書は、次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、一定の基準を満たした人のみに交付します。
▷対象要件(12月31日現在で判定します)
①満65歳以上
②要介護認定者
③身体や精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない
岡長寿・保険課 ☎ 43-5217

確定申告 **所得税の確定申告・市県民税申告**



2月17日(月)～3月17日(月)まで

■ **確定申告が必要な人**

- 所得税等が発生する次の人は申告が必要です。
- 事業・農業・不動産などの所得がある人
 - 保険の満期金や不動産等の売却収入等がある人
 - 給与所得者は、年末調整により所得税等が清算されるため、申告は不要ですが、次の人は申告が必要です。
(1) 給与の収入が2,000万円を超える人
(2) 給与を1カ所から受けている人で給与所得や退職所得以外の所得金額(農業所得など)の合計が20万円を超える人(20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です)
(3) 給与を2カ所以上から受けていて、かつ、その給与の全額が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人
 - 公的年金等の受給者のうち、公的年金等の収入金額が400万円を超える人。公的年金等に係る所得以外の所得が20万円を超える人(20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です)
 - 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある人

▶ **有害鳥獣駆除の補助金収入も所得になります**
補助金収入から必要経費(駆除にかかった経費)を引いて所得が出た場合は申告が必要です。

※各種の所得の合計から所得控除を差し引いて、税率を乗じて求めた所得税額から配当控除を差し引き、残額がない人は確定申告の必要はありません

● **給付金や助成金も申告が必要です**

農業や各種の事業等で、国等からの助成金をもらっている場合は、事業(農業)所得の雑収入または雑所得(業務)の収入に該当しますので申告が必要です。
(例) 有害鳥獣駆除補助金等

■ **確定申告に必要なもの**

対象者		必要な書類(提示またはコピーの提出)
すべての人		<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード ※税務署で申告の場合のみ、2種類のパスワードが必要です。 マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる書類(通知カードか住民票等)と身元確認書類(運転免許証かパスポート等) ※マイナンバーは、申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者及び相続人の記載が必要 還付金がある方は、申告者名義の口座番号がわかるもの 確定申告の利用者識別ID・パスワード(お持ちの方) 前年分の申告書の控え(お持ちの方)
右 ある 所得 の	給与、公的年金等	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票 ※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行は、ねんきんダイヤル(電話 0570-05-1165)へお問い合わせください
	事業・農業・不動産	<ul style="list-style-type: none"> 収支計算書、帳簿など(あらかじめ作成しておいてください) 畜産農家の方は、令和6年中の飼育牛(子牛も含む)の生年月、異動状況など牛台帳、売却証明書
	雑、一時所得者	<ul style="list-style-type: none"> 収入・経費が分かる書類
右 の 控 除 を 受 け る 人	医療費控除	医療費控除の明細書(医療等を受けた人、医療機関ごとに集計しておいてください)、医療費通知「医療費のお知らせ」等
	社会保険料控除	国民年金、国民年金基金の保険料を支払われた方は、国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書 ※紛失された人や届いていない人は再発行を受けてください。 ねんきん加入者ダイヤル(電話 0570-003-004)
	生命保険・地震保険料控除	支払保険料の証明書
	寄附金控除	寄附金領収書等
	障害者控除	障害者手帳等
住宅借入金等特別控除	登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等	

● **所得税の確定申告とは**

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を清算する手続きです。

■ **確定申告をすれば所得税等が戻る人**

- 次のいずれかに当てはまる人などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。源泉徴収税額のない場合には、還付される税金はありません。なお、給与所得者や、公的年金等に係る所得がある人で確定申告の必要のない人が還付申告する場合は、その他の各種の所得も申告が必要です。
- 災害や盗難にあった人
 - 多額の医療費を支払った人
 - 国や地方公共団体等に寄附をした人
 - 住宅ローンの融資を受けてマイホームを取得した、または増改築をした人
 - 年末調整していない控除額がある人

■ **市・県民税の申告が必要な人**

- 1月1日現在、市内に住所のある人が対象で、所得がある人は申告が必要です。ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。
- 令和6年分所得税の確定申告書を提出した人
 - 令和6年中の所得が、1カ所からの給与または公的年金のみの人(遺族年金・障害者年金以外)
- ※所得がない人は、所得が「0」の申告をしてください。国民健康保険税における軽減制度(一定所得金額以下)の適用、公営住宅入居の判定、所得証明書の発行等に支障をきたす場合があります。

● **雑所得(業務)と事業所得の区分の見直し**

事業所得(営業・農業)と雑所得(業務に係る雑所得)については、その所得を得るための活動の規模や営利性によって判定されます。その所得の収入が僅少の場合などは事業所得に区分されません。業務に係る雑所得に区分されます。